

ID: 75

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	敷地内に広い空地を有する建築物の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第59条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例) 第59条の2 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第52条第1項から第9項まで、第55条第1項、第56条又は第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日